

2026年5月29日

## PFAS 対策の抜本強化を求める申入書

内閣総理大臣 高市 早苗 様  
環境大臣 石原 宏高 様  
内閣府特命担当大臣（食品安全担当） 黄川田仁志 様

緑の党グリーンズジャパン  
共同代表 尾形 慶子、中山 均、漢人 あきこ、八木 聡

有機フッ素化合物（PFAS）は、難分解性・高蓄積性を有し、長期間にわたり環境中に残留することから、住民の健康と生活環境に深刻な不安を与えています。とりわけ PFOS 及び PFOA については、日本でも 2026 年 4 月 1 日から水道水の水質基準項目に格上げされ、合算 50ng/L 以下の遵守と検査が義務化されましたが、その基準値は従前の暫定目標値と同じ 50ng/L のままです。公共用水域・地下水についても、現時点では環境基準ではなく、合算 50ng/L の指針値にとどまっています。

一方で、米国では EPA が PFOA 及び PFOS について、それぞれ 4ng/L の法的拘束力ある飲料水基準を維持しており、欧州では EFSA が 4PFAS 合算で 4.4ng/kg 体重/週という、より厳格な耐容摂取量を示しています。日本の食品安全委員会が 2024 年 6 月に示した PFOS・PFOA 各 20ng/kg 体重/日の耐容一日摂取量は、こうした国際的な厳格化の流れと比較しても、再検討が必要です。

加えて、環境省が 2026 年 3 月に公表した 2024 年度の測定結果では、公共用水域・地下水あわせて 3,941 地点のうち、26 都府県 629 地点で PFOS・PFOA の指針値超過が確認されており、PFAS 汚染は一部地域の個別問題ではなく、全国的な環境・公衆衛生課題となっています。住民の命と健康を守る立場から、国として予防原則に立った一層厳格な対応が不可欠です。

よって、下記の事項を強く要望します。

### 記

1. PFAS に関する大規模な疫学調査を実施すること。
2. PFOS 及び PFOA について、現行の「各 20ng/kg 体重/日」とされている耐容一日摂取量を、過去の古いデータに依拠するのではなく、欧米の耐容一日摂取量の基準（※1）やエコチル調査、1 の疫学調査結果等を踏まえて抜本的に見直し、大幅に強化すること。
3. PFOS・PFOA の水道水水質基準について、現行の合算 50ng/L を維持するのではなく、国際的動向等（※2）を踏まえ、大幅に強化すること。
4. PFHxS、PFNA その他の PFAS について、要検討項目にとどめることなく、科学的知見の収集を加速させ、速やかに水道水の水質基準を設定すること。
5. 河川、地下水、井戸水等に係る PFAS について、指針値にとどまらない実効性ある環境基準を早急に設定すること。
6. 工場、事業場及び産業廃棄物処分場等からの PFAS 排出を抑制するため、排水基準を早急に設定するとともに、監視・測定・公表体制を強化すること。
7. PFAS 汚染が確認された地域においては、原因究明、汚染源撤去、継続的モニタリング、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供、健康影響調査及び必要な対策、及び自治体への財政支援を、国の責任において進めること。
8. 企業などが環境に汚染物質を排出した時に、その対策費用を汚染者に拠出させる汚染者負担の原則を規定する法律を制定すること。

（※1）欧州食品安全機関 EFSA…欧州では EFSA が 4PFAS 合算で 4.4ng/kg 体重/週、体重 1 kg 1 日あたりに換算すると、0.63ng(2020 年)

（※2）アメリカ…PFOS 4ng/L 以下、PFOA 4ng/L 以下、ドイツ…4 種の PFAS について合計で 20 ng/L 以下